

第 1 号議案

令和 6 年度事業計画

事業方針

昭和23年に当協会が設立され、昨年11月で75周年を迎えました。本年1月には本部事務所を渋谷区神宮前から台東区浅草に移し、新転地での新たな歴史の幕開けとなります。

これまで同様、公益法人としての使命を果たすべく、全国の食品衛生協会と連携を図り、各種公益事業をはじめ収益等事業にも力を注ぎ、さらなる事業展開を進めてまいります。

本年度は特に、全国の食品衛生協会の事業発展のため、食の安心・安全・五つ星事業の積極的な推進を図ってまいります。

令和6年度の主な事業は次のとおりです。

- (1) 自主衛生管理の推進について
 - 1) 食品衛生指導員活動
 - 2) 手洗いマイスター活動
 - 3) 食品衛生指導員全国研修会の実施
 - 4) 食の安心・安全・五つ星事業
- (2) 食品衛生知識向上のための普及啓発
- (3) 「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業（普及啓発活動）
- (4) 「あんしんフード君」の推進（消費者保護、経営の安定）

I 組織等に関する事業

1. 会議等の開催について

令和6年度主要会議等の日程は以下のとおりとします。

5月24日(金)	理事会[決算](日食協) ※日食共組は書面理事会にて実施	会場：食品衛生センター
6月6日(木)	東海北陸ブロック大会(開催地：富山県)	
6月13日(木)	近畿ブロック大会(開催地：大阪)	
6月21日(金)	定時総会(日食協)、通常総代会(日食共組)	会場：食品衛生センター
7月4日(木)	北海道・東北ブロック大会(開催地：仙台市)	
7月11日(木)	関東甲信越ブロック大会(開催地：東京都)	
7月17日(水)	中・四国ブロック大会(開催地：島根県)	
7月18日(木)	九州ブロック大会(開催地：沖縄県)	
8月1日(木)	第49回食品衛生懇話会	
8月27日(火)		
~28日(水)	食品衛生指導員全国研修会埼玉会場(開催地：さいたま市)	
9月上旬	表彰中央審査会	
9月10日(火)		
~11日(水)	食品衛生指導員全国研修会大阪会場(開催地：大阪市)	
10月23日(水)	全国支部長会議 食品衛生指導員全国大会	会場：食品衛生センター 会場：浅草公会堂
10月24日(木)	食品衛生功労者・食品衛生優良施設表彰式	会場：明治座
11月21日(木)	食品衛生協会検査機関連絡協議会総会	会場：高知サンライズホテル
1月	新春賀詞交歓会	
2月~3月	各委員会	会場：食品衛生センター
3月	理事会[予算](日食協・日食共組)	会場：食品衛生センター

2. 支部・特別会員等との連携について

全国の食品衛生協会ならびに特別会員等との連携を図るため、次の事業を実施します。

- ・支部総会や食品衛生大会への出席、講師派遣等
- ・ブロック大会の開催（別紙-5、P. 37）、ブロック連絡協議会の支援、支部長会議および支部長懇談会の開催
- ・ブロック大会およびブロック連絡協議会等のプログラムと開催時期の検討
- ・食品衛生情報の提供、日食協ニュースの発行
- ・賀詞交歓会の開催
- ・災害への支援活動
- ・消費者団体との連携、協力

3. 支部・支所組織の再編、改革に関する会議開催に対する助成金について

令和4年1月14日付「貴支部管内の支所の運営等に関するアンケートについて【協力依頼】」事務連絡文書により、アンケート調査を行ったところ、支部・支所組織の再編、改革に関する会議を開催している（6支部）、または、今後、準備・検討している（7支部）の報告を受けました。

令和4年度より3か年継続事業として「支部・支所組織の再編、改革に関する会議」を開催する場合には、会議費として実施要領に基づき助成金を交付することとしています。

（別紙-6、P. 38～39）

II 公益目的事業

1. 自主衛生管理の推進について

（1）食品衛生指導員活動

食品等事業者の自主的な衛生管理を推進するため、日食協では食品衛生指導員活動特別補助金（総額 34,160 千円）を各支部へ交付し、次の事業を実施してまいります。

1) 食品衛生指導員養成研修事業

- ・食品衛生指導員養成講習会の積極的な開催
- ・食品衛生指導員手帳、食品衛生指導員証等の発行

2) 食品衛生指導相談事業

令和6年度の食品衛生指導員重点指導目標を「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り ～食の安心・安全・五つ星でバッチリ～」とし、巡回指導等を通じて食品等事業者に振り返り等によって形骸化を抑制し、より一層のHACCPの定着、五つ

星事業を促進します。

〔令和6年度重点指導目標〕

○HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り

～食の安心・安全・五つ星でバッチリ～

- ・食品衛生指導員による巡回指導の実施
- ・食品衛生指導員指導資料等の作成・配付
- ・「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り～食の安心・安全・五つ星でバッチリ～」に沿った内容の研修会の開催

(2) 食品衛生指導員活動優秀支部・支所の調査、選考

(3) 手洗いマイスターの活動

- ・支部が開催する手洗い講習会資料等の作成・配付
- ・手洗いマイスター活動支援助成金の交付

(4) 食品衛生指導員全国研修会の実施

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の適切な助言、食の安心・安全・五つ星の判定等、食品衛生指導員としての技術の研鑽

(5) 顕彰活動および体験発表

1) 食品衛生全国大会の開催

- ・表彰の会（厚生労働大臣表彰、会長表彰）
- ・食品衛生指導員全国大会（理事長表彰、体験発表、食品衛生指導員活動表彰等）

2) ブロック大会の開催

- ・厚生労働省健康・生活衛生局長表彰、食品衛生指導員体験発表

3) その他

- ・退任される支部・支所役職員、食品衛生指導員への感謝状および支部常勤役員等に対する感謝状の贈呈、支部創立記念における感謝状の贈呈

(6) 食品衛生指導活動中の事故に対する見舞金給付

- ・交通災害、天災、熱射病等の災害事故

(7) その他（出版物等の発行・販売）

- ・月刊「食と健康」の月間普及目標部数（食品衛生指導員委嘱者数）の設定（別紙-7、P. 40）
- ・「食と健康（定期購読）」普及推進費の償還
- ・令和6～7年度使用「食品衛生指導員ハンドブック第3版」の発行

2. 食の安心・安全・五つ星事業

全国の食品衛生協会の事業発展のため、「食の安心・安全・五つ星事業（以下、「五つ星」という。）」を改めて主要事業と位置付け、更なる推進のため、以下の対応を積極的に進めてまいります。

（1）消費者の認知度の向上（アピール対策）

① SNS を利用した広報活動の展開

日本食品衛生協会の公式アカウントを作成し、写真、グルメ等の情報の充実、インバウンドへの対応等を実施する。

ア 当面、インスタグラムを中心に、情報の充実を図り、広報活動を展開する。Threads、Facebook、X と連携、YouTube は来年度実施に向け検討する。

イ 他団体（観光協会、組合）と連携し、地域における広報活動を展開する。

② ホームページの修正

店舗の検索機能の充実、画面デザインのリニューアルを図る。

③ ポスターの配布（各支部）

キャッチコピーを入れたポスターを作成し、全国の支部支所へ配布する。（参加店舗、保健所等にも掲示していただく。）

（2）事業者のメリットに向けて

① 保健所への周知、連携を強化

全国食品衛生主管課長連絡協議会あてに要望書を提出し、保健所の業務に役立つことをアピールする。

② 事業者に対し、五つ星事業が HACCP 導入のため、他の認証より、安価なことを説明する等のリーフレットを作成し、各支部から説明いただく。

（3）巡回指導について

① 巡回指導等においては、五つ星の普及推進、更新確認を行う。

② 令和 6 年度の重点指導目標を、五つ星の推進に関連した内容とする。

③ 巡回指導資料の内容を五つ星の推進とし、指導員への五つ星の講習を行う。

（4）HACCP 型への移行促進

① 移行の場合は、プレート代を助成する。

② 劣化したプレートの交換を行う。

③ 従来型は廃止する（移行期間は 2 年（令和 7 年度まで）とする。）。

（5）広域展開の企業等への対応

① 申請を受けた支部において対応可能とする。

② 必要に応じて、HACCP 普及指導員、日本食品衛生協会も協力する。

(6) 食品衛生指導員活動特別補助金の算定

食品衛生指導員活動特別補助金の算出方法に、五つ星の実施状況、新規委嘱者数、指導員活動の状況等を考慮する。

3. 食品衛生知識向上のための普及啓発

食品衛生に関する知識向上を図るための普及啓発事業を通して、公衆衛生の向上と国民の健康増進に寄与するため、次の事業を実施します。

(1) 指導・助言事業

- 1) 食品施設の監査、指導等
- 2) HACCP 手引書を活用した衛生管理の導入・運用
- 3) 専門家の講師派遣等
- 4) 電話相談、WEB 相談の受付
- 5) その他

(2) 啓発事業

- 1) 食品衛生知識向上のための講習会の開催および支部との共催
 - ・ HACCP 関連講習会
 - ・ 食品衛生懇話会、食品衛生特別講演会
 - ・ その他の講習会
- 2) その他
 - ・ 関連する出版物等（ポスター、リーフレット、食品衛生教育シリーズ、DVD 等）の発行・販売

(3) 食品衛生月間事業

- ・ ポスター、啓発用品、衛生用品等の頒布

(4) ノロウイルス食中毒予防強化期間事業

- ・ 厚生労働省、文部科学省、農林水産省、消費者庁等と連携した事業の実施（11～2月）
- ・ ノロウイルス食中毒の予防と対策に係る講習会の開催
- ・ ノロウイルス食中毒予防に関する資料の作成
- ・ 支部実施事業への助成制度の実施（別紙-8、P. 41）
- ・ ポスター、リーフレット、衛生用品等の頒布

(5) 情報提供事業

- ・ ホームページでの普及啓発コンテンツの制作および掲載
- ・ メールマガジンの配信

4. 飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止する事業

食中毒等食品事故の発生を防止する事業を通して、公衆衛生の向上と国民の健康増進に寄与するため、HACCPに係る人材育成をはじめ、次の事業を実施します。

(1) 人材育成事業

1) 食品衛生法等に基づく資格取得講習会の開催

- ・食品衛生管理者および食鳥処理衛生管理者の登録講習会について必要に応じて開催

2) 食品衛生法等に基づく資格取得講習会の支援

- ・食品衛生責任者養成講習会と食品衛生責任者実務講習会の支援
 - e ラーニングによる食品衛生責任者養成講習会実施のためのシステム運用の利便性の向上や、コンテンツの作成・更新を行い、実施を希望する支部に対して緊密な連携を図り支援を行います。

3) HACCP 人材育成事業の実施

- ・小規模製造事業者に対して「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」研修の開催
- ・輸出促進に向けた HACCP 導入に関する研修の開催
- ・HACCP に沿った衛生管理のための妥当性確認・検証に関わる研修の開催
- ・HACCP に沿った衛生管理を行う事業者への統一的な指導・助言ができる人材を育成するための指導者養成研修の開催
- ・食品衛生に関する基礎講座として、e ラーニング講座の充実

4) HACCP 普及指導員資格付与事業の実施

5) 検査技術向上のための講習会の開催

6) 食品衛生に関する国際協力

7) その他（関連する出版物の発行・販売）

(2) 食品検査・調査・研究事業

1) 食品等の安全性確保のための検査の実施

- ・食品衛生法、医薬品医療機器等法、栄養改善法に基づく検査等の実施
- ・食品衛生協会検査機関連絡協議会の運営
- ・食品衛生研究所基幹システムの改修に向けた検討

2) 食品等の安全性確保に関する調査および研究

- ・食品衛生法改正事項実態把握等事業
- ・一般社団法人食品衛生登録検査機関協会等を通じての食品等安全確保のための試験法に関する調査および研究
- ・コーデックス規格の調査等

3) その他

- ・月刊「食品衛生研究」および諸刊行の発行・販売

(3) 輸出食品に関する支援事業

- ・能力向上支援

(4) 災害支援事業

自然災害に際し、被害に遭われた会員等の支援活動

Ⅲ 収益等事業

1. 会員のための保険業（認可特定保険業）

令和6年度も、「あんしんフード君」を中心とした推進を図っていくため、以下の事業展開により推進を強化してまいります。

（1）「あんしんフード君」の推進について

1）「あんしんフード君」目標件数の設定（別紙-9、P.42）

「あんしんフード君」の年間目標件数（全国）を2事業年度前「食品営業賠償共済」加入実績（あんしんフード君を含めた全体件数）とし、基準会員数により案分し支部へ割り当てる。なお、令和6年度の年間目標件数（全国）は、268,280件（令和4年度末実績）とする。

○「あんしんフード君」目標件数達成に向けた報奨金の交付

【報奨金ア】

推進目標に対する達成率に応じ報奨金を交付する。ただし、前年度実績を下回った支部は交付対象としない（報奨基準は、36ページ参照）。

【報奨金イ】

令和6年度「あんしんフード君」増加件数に基づき報奨金を交付する（報奨基準は、36ページ参照）。

2）「あんしんフード君」推進強化期間の設定

他の期間に比べ加入件数が多く「あんしんフード君」加入割合が低い7月から9月を強化期間と位置付け、「あんしんフード君」新規加入の増強および「食品営業賠償共済」からの切替を促進し、さらなる「あんしんフード君」の推進に向けた取り組みを図りたいと考えます。

①推進強化期間：7月～9月計上分（6月20日～9月5日受付分）

②推進強化期間加入促進費の交付（報奨基準は、36ページ参照）

3）「あんしんフード君」特別支援支部推進強化事業の実施

令和4年度より原則2年間の継続事業として、福島県支部、長野県支部、岐阜県支部、京都府支部、岡山県支部、宮崎県支部を特別支援支部として指定し、特別支援支部推進強化事業を実施しています。令和6年度は、同6支部の指定を延長し実施してまいります。

4）推進強化のための会議開催

「あんしんフード君」推進のために支部が開催する推進会議に対し、会議費補助として1開催当たり30,000円を年3回まで補助します。ただし、会議時間は1時間以上とし、日食協共済担当職員が出席（WEB参加を含む）した場合に限ります。

5) 「食品営業賠償共済」事業の簡素化の検討について

将来的に「あんしんフード君」を柱とした共済事業の展開を図るため、「食品営業賠償共済」事業の簡素化を検討し進めてまいります。

6) 「食品営業賠償共済」Web 受付処理システムの導入について

共済加入受付時におけるペーパーレス化とキャッシュレス化を推進し、加入者の利便性の向上及び募集担当者の事務処理負担軽減を図るため、令和6年10月よりWeb 受付処理システムを導入いたします。

7) 普及推進員制度の見直しについて

8) その他の推進対策

- ・「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業に合わせた共済事業の推進
- ・業種別組合等団体加入者に対する取組
- ・食品製造業等業種別加入推進の取組
- ・「あんしんフード君」と「食の安心・安全・五つ星事業」の連携
- ・推進用募集ツールの作成・配布
- ・加入促進用品の作成・配布